

令和3年7月30日

九州地方整備局

落石による災害等を未然に防止するため
鹿児島市の国道10号において沿道区域を指定します
～直轄国道における沿道区域制度の初適用～

○近年、道路区域外からの落石、土砂の崩壊等により道路の構造や交通に支障を及ぼす災害が発生しており、それらを未然に防止することが急務となっています。

○平成30年の道路法改正では、道路区域外からの落石等を防ぐため、現行制度を拡充し沿道区域内の土地管理者への損失補償を前提とした措置命令権限が規定されています。

○今回、国道10号の鹿児島市吉野町^{よしのちょう}において、直轄国道としては初めてとなる道路法44条に基づく沿道区域を指定し、道路管理者と道路区域外の土地等の管理者が一体となって必要な対策を実施します。

当該箇所は道路の構造や交通に支障を及ぼす不安定な岩塊があり、落石対策の検討を行ったところ、急峻な山岳地形で、近接して日豊本線^{にっぽうほんせん}のトンネルもあることから、道路区域内での対応が困難な状況であるため、本制度を活用した対策を実施。

問い合わせ先:

九州地方整備局 道路部 道路管理課長 猪狩 名人^{いがり めいと}

TEL: 092-476-3533(直通)

FAX: 092-476-3478

国道10号 沿道区域指定(位置図)



【参考】

道路法 沿道区域指定の根拠

道路法

第44条（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）

※平成30年9月30日一部改正

道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

- 2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。
- 3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 7 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。